

## 1 2 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

(評価方法は等価騒音レベル：L<sub>eq</sub>)

区 域 の 区 分	車線数	時 間 の 区 分	
		昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
a 区域及び b 区域の道路に面する区域	1	65 デシベル	55 デシベル
a 区域の道路に面する区域	2以上	70 デシベル	65 デシベル
b 区域の道路に面する区域	2以上	75 デシベル	70 デシベル
c 区域の道路に面する区域	1以上	75 デシベル	70 デシベル
a、b、c 区域内の幹線交通を担う道路に面する区域	1以上	75 デシベル	70 デシベル

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

幹線交通を担う道路：一般国道、県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路